

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成24年11月15日 現在)

福島県		出荷制限	摂取制限
原乳	2市6町3村 ^{*1}		—
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	2市6町3村 ^{*2}	2市6町3村 ^{*2}	—
結球性葉菜類 (キャベツ等)			
アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)			
カブ			—
原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村	
原木シイタケ(施設栽培)	伊達市、川俣町、新地町		—
原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市		—
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市、いわき市、棚倉町	
野菜類			
たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、西郷村		—
わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町		—
くさそてつ(ごごみ)	福島市、二本松市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、大玉村		—
たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村		—
ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町		—
こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、鮫川村		—
ぜんまい	二本松市、相馬市、いわき市、川俣町		—
わらび	福島市、伊達市、喜多方市、いわき市、川俣町		—
ウメ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町		—
ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町		—
クリ	二本松市、伊達市、南相馬市、いわき市		—
キウイフルーツ	相馬市、南相馬市		—
雜穀	大豆	南相馬市旧石神村	—
穀類	米 (平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月舘町の区域に限る。)	—
	米 (平成24年産)	※3(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。)、三春町旧沢石村	
	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の久慈川(支流を含む。)	新田川(支流を含む。)
	ウゲイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の只見川のうち滝ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
水産物	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)ただし、東山ダムの上流を除く。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	水産物40種 ^{*4}	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
肉	牛の肉 ^{*5}	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村	6市10町4村 ^{*6}
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、楢枝岐村	—
	ヤマドリの肉	全域	—

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字宇森、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字芋師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字宇森、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字芋師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字芋師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班までの一部、2088林班の一部、2089林班から2091林班までの2095林班まで及び2130林班の区域を除く。)、福島市(旧福島市(渡利、小倉寺及び南向台を除く。)、旧平田村、旧庭塚村、旧野目村、旧下川崎村、旧松川町、旧金谷川村及び旧水原村の区域に限る。)、伊達市(旧月舘町(月舘町月館(閑ノ下、松橋川原、川向及び館ノ原に限る。)及び月舘町御代田(北、東、西及び新堀ノ内に限る。)に限る。)、旧鉢田村(笠山町野川川に限る。)、旧柱沢村(河内、久保田、田仲村、西会津町、東深沢町、西深沢町及び東田に限る。)及び保原町柱田(挟田、平ノ宮、前田、稻荷、沙子下及び根岸に限る。)、旧鹽原村(本村(塩山町大閑寺、清水、湊水、松平、久保、棚原、里ヶ、山ノ口、宝木沢、笠石及びノゾマノ台を除く。)、梁川町新田及び梁川町野川川に限る。)、旧石戸村(旧上保原村、旧室山村、旧小手村及び旧小坂村(梁川町八幡に限る。)の区域に限る。)、二本松市(旧渋川町(渋川及び米沢に限る。)、旧岳下村、旧小坂町、旧盐泽村、旧木幡村、旧芦沢村、旧石井村、旧新殿村、旧太田村(岩代町)及び旧太田村(東和町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧木沢村(白沢村)及び旧本宮町の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び旧坂合村の区域に限る。)、国見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)、郡山市(旧富久山町の区域に限る。)、須賀川市(旧西袋村の区域に限る。)及び大玉村(旧玉井村の区域に限る。)

※3 アイナメ、アカガレイ、アカシタビラメ、イカナゴ(稚魚を除く。)、イシガレイ、ウスメバル、ウミタガ、エゾイソイアイナメ、キソメバル、クロウシノシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシガジカ、コモンカスベ、サクラマス、サプロウ、ショウサイフグ、シロメバル、スケトウダラ、スズキ、ナガツカニ、ニベ、スマガレイ、ハマガレイ、ヒガシマダラ、マダラ、マツカツ、ムシガレイ、ミタガレイ、ピソスガイ、キタマラサキウニ

※4 アイナメ、アカガレイ、アカシタビラメ、イカナゴ(稚魚を除く。)、イシガレイ、ウスメバル、ウミタガ、エゾイソイアイナメ、キソメバル、クロウシノシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシガジカ、コモンカスベ、サクラマス、サプロウ、ショウサイフグ、シロメバル、スケトウダラ、スズキ、ナガツカニ、ニベ、スマガレイ、ハマガレイ、ヒガシマダラ、マダラ、マツカツ、ムシガレイ、ミタガレイ、ピソスガイ、キタマラサキウニ

※5 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

※6 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成24年11月15日 現在)

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木シタケ(露地栽培)	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	原木ナメコ	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町
	タケノコ	一関市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
穀類	わらび(野生のものに限る。)	陸前高田市、奥州市
	ソバ	盛岡市(旧洪沢村の区域に限る。)、一関市(旧大原町の区域に限る。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	マダラ	
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
	ウグイ	気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町
	キノコ類(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市
	くさてつ(ごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町
水産物	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
	ヒガニフグ	宮城県石巻市金華山頂から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヒラメ	
	クロダイ	
	スズキ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	
	(1尾の重量が1キログラム未満のものを除く。)	
イワナ(養殖を除く。)	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、大倉川のうち大倉ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち金房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒浜沢ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、鶴川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	イシガレイ	
	コモリカスペ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	シロメバル	
	スズキ	
	ニベ	
	マダラ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
肉	ギンブナ(養殖を除く。)	
	ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。.
その他	茶	土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稻敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村
栃木県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シタケ(施設栽培)	鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塙谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	くさてつ(ごみ) (野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塙谷町、那須町
	さんしょう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
水産物	たらのめ(野生のものに限る。)	大田原市、矢板市、市貝町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	鹿沼市、大田原市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
肉	ウグイ(養殖を除く。)	武茂川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。)
	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)及び永野川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。.
	シカの肉	全域
その他	茶	鹿沼市、大田原市

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成24年11月15日 現在)

群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、 みなかみ町 、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
その他	茶	渋川市
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、印西市、白井市、山武市
	原木シイタケ(施設栽培)	富津市、山武市
	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
その他	茶	成田市
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	御殿場市、小山町

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績: 平成24年11月15日現在

福島県		出荷制限
H23.3.21～: 下記の地域以外		
原乳	H23.3.21～4.8解除: 薩摩川村、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南金津町 H23.3.21～4.16解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市(「旧鶴路村の区域を除く」)、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、泉崎村、中島村、西郷村、鮫川村、瑞穂町、矢祭町、いわき市 H23.3.21～4.21解除: 相馬市、新地町 H23.3.21～5.1解除: 南相馬市(福島県のうち、鳥崎、大穴、川子及び塙崎を除く区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域を除く。) H23.3.21～6.8解除: 田村市(福島第一原原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字守屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字桔木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師 岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、川内村(福島第一原原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) H23.3.21～10.7解除: 会津坂下町、桑折町、天栄村、梅林崎村、只見町、北塙原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、棚倉町、玉川村、広野町、楢葉町(東京電力福島第一原原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
	H23.3.21～: 下記の地域以外	
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.21～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.21～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、國見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村 H23.3.21～7.14解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
	H23.3.21～: 下記の地域以外	
結球性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞穂町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.11解除: 会津坂下町、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪根崎村 H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)	
	H23.3.23～: 下記の地域以外	
アブラナ科の花菜類(ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.3.23～4.27解除: 会津坂下町、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪根崎村 H23.3.23～5.4解除: 白河市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、國見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村 H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)	
	H23.3.23～: 下記の地域以外	
カブ	H23.3.23～4.27解除: 相馬市、須賀川市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、國見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞穂町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.18解除: 会津坂下町、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪根崎村	
原木しいたけ(露地栽培)	H23.3.23～5.10解除: 伊達市、本宮市、福島市(東京電力株式会社福島第一原原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、宇都宮市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪根崎村 H23.3.23～7.14解除: 伊達市、本宮市、福島市(東京電力株式会社福島第一原原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(東京電力株式会社福島第一原原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
	H23.4.13～: 下記の地域以外	
野菜類	H23.4.13～: 下記の地域以外	
原木しいたけ(施設栽培)	H23.4.13～: 本宮市(東京電力株式会社福島第一原原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、宇都宮市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪根崎村 H23.7.19～: 伊達市 H23.7.22～: 新地町 H23.7.19～9.7解除: 本宮市	
原木ナメコ(露地栽培)	H23.11.14～: 川俣町 H23.11.31～: 相馬市、いわき市	
キノコ類(野生のものに限る。)	H23.9.8～: (米農林省) 古藤町(米農林省に属する野生キノコに属する) H23.9.15～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、國見町、川俣町、鮫石町、石川町、浅川町、柳津町、磐梯町、古殿町、三春町、小野町、泉崎村、中島村、矢吹町、瑞穂町、猪苗代町、喜多方市、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪根崎村 H23.10.18～: 多摩川村	
たけのこ	H24.8.15～: 昭和村 H24.10.11～: 瑞穂町 H24.10.18～: 金津坂下町、北塙原村 H24.5.9～6.8解除: いわき市	
ふきのとう(野生のものに限る。)	H24.3.9～6.21解除: 天栄村 H23.5.13～6.21解除: 国見町 H24.4.18～: 福島市、新地町 H24.4.23～: 広野町 H24.5.2～: 二本松市、大玉村 H24.5.7～: 田村市、古藤町 H24.5.10～: 二本松市、大玉村 H24.5.1～: いわき市、相馬市、伊達市、桑折町	
こしあぶら	H24.5.2～: 福島市、二本松市 H24.5.7～: 郡山市、白河市、喜多方市、金津坂下町、瑞穂町、猪苗代町、庄原町、瑞穂町、猪苗代町、広野町、猪根崎村 H24.5.10～: 伊達市、國見町、矢吹町、瑞穂町、下郷町、大玉村、西郷村、鰐谷村、大熊町、双葉町、猪苗代町、庄原町、瑞穂町、猪苗代町 H24.5.17～: 瑞穂町、猪苗代町 H24.5.25～: 鶴山市	
ぜんまい	H24.4.16～: 伊達市、川俣町 H24.5.5～: 福島市、桑折町 H24.5.1～: 瑞穂町、伊達市、国見町、三春町	
わらび	H24.5.17～: いわき市、伊達市、川俣町 H24.5.17～: 喜多方市、相馬市、川俣町	
ウメ	H24.5.17～: いわき市、伊達市、桑折町 H24.5.17～: 瑞穂市 H24.6.8～: 國見町	
ユズ	H23.8.29～: 福島市、南相馬市 H23.10.14～: 伊達市、桑折町	
クリ	H24.1.10～: いわき市 H24.9.26～: 二本松市	
キイリフルーツ	H23.12.9～: 相馬市、南相馬市	

* ◻の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績: 平成24年11月15日現在

福島県		出荷制限
種類 大豆	H24.11.15～: 南相馬市(旧石神村の区域に限る。)	
	H23.11.17～: 福島市(旧小郷村の区域に限る。)、伊達市(旧小郷村及び旧月新町の区域に限る。)	
米 (平成23年産)	H23.12.5～: 霊南市(旧小郷村の区域に限る。)、H23.12.8～: 二本松市(福島川村の区域に限る。)、H23.12.9～: 伊達市(旧名代村及び旧高木村の区域に限る。)、H23.12.19～: 伊達市(旧猪苗町の区域に限る。)、H24.1.4～: 伊達市(旧大木村の区域に限る。)	
穀類 米 (平成24年産)	福島県第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(郡鶴町、船引町鶴境、船引町中山字小坂及び字下鳥沢、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内各村林野管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、263林班から300林班まで及び301林班から309林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字吹屋神、原町区片倉字七曲、原町区高倉字新、原町区高倉字柏木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字鶴川、鹿町区片倉字行津及び原町区大字字和田城並びに市内各村有林野管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2121林班の区域を除く。)、福島市(福島市(盛利、小倉寺及び旧向合台町を除く。)、旧平田村、旧麻塚村、旧田野村、旧余目村、旧岩川崎村、旧松原村、旧保原村、川町及び旧谷川村の区域に限る。)、伊達市(旧福島市(盛利、小倉寺及び旧向合台町を除く。)、旧平田村、旧麻塚村、旧田野村、旧余目村、旧岩川崎村、西及びひね堀川の内に限る。)、旧猪苗町(豊山町月越(西ノ下、松橋川原、川向及びノゾノ原に限る。)、旧平田村、西ノ山、菅原田、田仲内、西ノ山、菅原町、河原田、東源町、西ノ山及び東ノ山に限る。)及び月館町御代地(北ノ東、西及びひね堀川の内に限る。)、旧保原町往田(挿田、平、宮ノ内、前田、稻荷寺、砂子下及び被岸に限る。)、旧保原村(寺脇、清水、清水沢、松平、久保、被岸、里ヶキ、山ノ口、宝木沢、笠石及び上ノ台を除く。)、栗川町新田及び栗川町鶴谷に限る。)、旧石戸村、旧上保原村、旧豊山村、旧手小寺村及び旧宮野村(栗川町八幡に限る。)の区域に限る。)、二本松市(旧川尻村(波川及び米沢に限る。)、旧岳下村、旧小浜町、旧塙沢村、旧木村村、旧芦沢村、旧石井村、旧新殿村、旧木田村(岩代町)及び旧木田村(東和町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧木沢村(白沢村)及び旧本宮町の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び旧鶴合村の区域に限る。)及び鹽見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)、(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)	
H24.4.5～: 須賀川市(旧西森村の区域に限る。)		
H24.7.28一部解除: H24.10.20一部解除: H24.11.5～: 大玉村(旧玉井村の区域に限る。)		
H24.11.5～: 郡山市(旧宮久山町の区域に限る。)		
H24.11.7～: 福島市(旧水原村の区域に限る。)		
H24.11.11～: 三春町(旧沢石村の区域に限る。)		
イカナゴの稚魚	H23.4.20～H24.6.22解除: 全域	
	H23.6.6～: 秋元湖、猪原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(鏡川との合流点から上流の部分に限る。)及び福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	
ヤマメ(養殖を除く。)	H23.6.17～: 真野川(支流を含む。)、H24.3.29～: 新田川(支流を含む。)、H24.3.28～: 久喜川(支流を含む。)、H24.4.5～: 錦川(支流に限る。)	
水産物 ウグイ	H24.4.24～: 猫背代湖、猫背代湖に流入する河川(支流を含む。ただし鰐川を除く。)及び日鶴川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。)	
	H23.6.7～: 福島県内の久慈川(支流を含む。)	
	H23.6.17～: 真野川(支流を含む。)	
	H23.6.27～: 阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	
	H24.3.28～: 秋元湖、猪原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(鏡川との合流点から上流部分に限る。)	
	H24.4.24～: 猫背代湖、猫背代湖に流入する河川(支流を含む。)及び日鶴川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。)	
	H24.5.24～: 福島県内の久慈川のうち猪背ダムの上流(支流を含む。ただし只見ダムの上流を除く。)	
ウナギ	H24.5.31～: 阿武隈川のうち信夫ダムの上流(支流を含む。)	
アユ(養殖を除く。)	H23.6.27～: 福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	
	H24.4.5～: 阿武隈川(支流を含む。)	
イワナ(養殖を除く。)	H24.4.12～: 錦川(支流に限る。)	
	H24.4.24～: 秋元湖、小野川湖及び猪原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、只見川のうち本名ダム上流(支流を含む。)、長瀬川(鏡川との合流地点から上流の部分に限る。)並びに日鶴川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。)	
	H24.5.31～H24.9.19解除: 館岩川(支流を含む。)	
コイ(養殖を除く。)	H24.4.27～: 秋元湖、小野川湖及び猪原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)並びに長瀬川(鏡川との合流点から上流の部分に限る。)	
フナ(養殖を除く。)	H24.5.10～: 福島県内の阿賀川のうち猪背ダムの下流(支流を含む。)	
	秋元湖、小野川湖及び猪原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(鏡川との合流点から上流の部分に限る。)並びに真野川(支流を含む。)	
	H24.5.10～: 福島県内の阿賀川のうち猪背ダムの下流(支流を含む。)	
アイナメ アガツレイ アシタビラメ イカナゴ(稚魚を除く。) イシモ クジメバ クジタナ コソリニアメ キリヌメハ クロウンシタ クロソイ クロダイ ケムンカジカ コモンカスペ サフライ サコウ シロメバ ストウダラ ススキ ニベ スマガレイ ハバカラ ヒカシング ヒラメ ホタルウ ホンガレイ マナゴ マブレイ マカレイ マコチ マヲ ムジガレイ ムライ ミタガレイ ピノスカイ キムラサキウニ ナツカツ マジカ ホシザメ ショウサイフグ	H24.6.22～: (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海面)	
牛の肉	H23.8.23一部解除: 全域	
イノシシの肉	H23.11.9～: 相馬市、南相馬市、広野町、樹葉町、宮岡町、大熊町、双葉町、飯江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村	
肉 クマの肉	H23.11.25～: 福島市、二本松市、伊達市、木宮市、桑折町、國見町、川長町、大玉村	
	H23.12.2～: 郡山市、須賀川市、田村市、白河市、いわき市、鶴石町、石川町、浪川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、鳩町、天栄村、玉川村、平成町、福島町、矢祭町、鳩町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、東峰村、中島村、鶴川村	
ヤマドリの肉	H24.7.27～: 金津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、金津坂下町、標津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、磐梯坂村	

* [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年11月15日現在

青森県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～: 十和田市、南上市 H24.10.30～: 青森市	
水産物	マダラ	H24.8.27～H24.10.31解説: 青森東通村尻屋崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町標岩岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手両県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
岩手県		出荷制限	
たけのこ	原木(りげき)(露地栽培)	H24.5.31～: 一関市、奥州市 H24.11.2～: 一関市、奥州市 H24.4.13～: 鹿角市、住田町	
野菜類	原木しいたけ(露地栽培)	H24.4.20～: 大船渡市 H24.4.25～: 一関市、釜石市、奥州市、平泉町、大船渡市 花巻市、北上市、盛岡市、金ケ崎町、山田町 H24.5.10～: 花巻市	
水産物	原木なめこ(露地栽培)	H24.10.18～: 大船渡市、釜石市 H24.10.23～: 鹿角市、田代町 H24.11.2～: 一関市、奥州市 H24.10.11～: 一関市、鶴賀高田市、平泉町 H24.10.18～: 釜石市 H24.10.19～: 奥州市 H24.10.20～: 北上市 H24.10.21～: 盛岡市、金ケ崎町 H24.5.10～: 奥州市、花巻市	
ゼンマイ	こあぶら	H24.5.14～: 一関市 H24.5.15～: 釜石市 H24.5.18～: 住田町	
ゼリ(野生のものに限る。)	せり(野生のものに限る。)	H24.5.18～: 一関市、奥州市 H24.5.19～: 一関市、奥州市 H24.5.20～: 住田町	
わらび(野生のものに限る。)	わらび(野生のものに限る。)	H24.5.18～: 釜石市、鶴賀高田町	
穀類	ソバ	H24.11.13～: 盛岡市(田洪井沢の区域に限る。)、一関市(田大里町の区域に限る。)	
スズキ	クロダイ	H24.11.6～: 最大高潮時海岸線上沿岸地帯青森県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
水産物	マダラ(養殖を除く。)	H24.5.2～: 最大高潮時海岸線上沿岸地帯青森県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ウグイ	イワシ(養殖を除く。)	H24.5.8～: 鶴井町(支流を含む。)及び砂川町(支流を含む。)	
牛の肉	牛の肉	H23.6.1～: 全域(系の定める出荷・検査方法に基づき管理される牛を除く。)	
肉	グラムの肉	H24.10.10～: 金城	
	シカの肉	H24.7.28～: 金城	
	ヤマドリの肉	H24.10.22～: 金城	
宮城県		出荷制限	
たけのこ	原木(りげき)	H24.5.1～: 白石市、丸森町 H24.8.29～: 開発市 H24.1.18～: 白石市、角田市 H24.3.8～: 丸森町 H24.3.15～: 石巻市 H24.4.1～: 七ヶ宿町 H24.4.11～: 気仙沼市、南三陸町 H24.4.12～: 石巻市 H24.4.19～: 石巻市 H24.4.20～: 大崎市 H24.4.27～: 鶴岡市、名取市、周辺町 H24.5.1～: 鳥羽川、大和町、喜多方市 H24.5.9～: 仙台市 H24.5.10～: 七ヶ宿町 H24.5.18～: 大崎町 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.5.1～: 白石市、丸森町 H24.8.29～: 開発市 H24.1.18～: 白石市、角田市 H24.3.8～: 丸森町 H24.3.15～: 石巻市 H24.4.1～: 七ヶ宿町 H24.4.11～: 気仙沼市、南三陸町 H24.4.12～: 石巻市 H24.4.19～: 石巻市 H24.4.20～: 大崎市 H24.4.27～: 鶴岡市、名取市、周辺町 H24.5.1～: 鳥羽川、大和町、喜多方市 H24.5.9～: 仙台市 H24.5.10～: 七ヶ宿町 H24.5.18～: 大崎町 キノコ類(野生のものに限る。)
野菜類	くさでつ(ごみ)	H24.5.2～: 大崎町、喜多方市 H24.5.7～: 石巻市 H24.5.8～: 石巻市、喜多方市 H24.5.9～: 大崎町、南三陸町 H24.5.11～: 気仙沼市、七ヶ宿町 H24.5.17～: 大崎町	
水産物	マダラ	H24.8.28～: 宮城石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社屋半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	
	スズキ	H24.11.8～: 最大高潮時海岸線上沿岸地帯青森県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、宮城石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社屋半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	
	ヒラメ	H24.4.12～: 宮城石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社屋半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	
	ウグイ	H24.5.2～: 最大高潮時海岸線上沿岸地帯青森県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社屋半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	
牛の肉	牛の肉	H23.6.1～: 全域(系の定める出荷・検査方法に基づき管理される牛を除く。)	
肉	ヒガングフ	H24.5.2～H24.8.30解説: マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。)	
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.5.8～: 宮城石巻市市街地以上から正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城石巻市市街地以上から正西に引いた両市社屋半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	
	イワナ(養殖を除く。)	H24.5.14～: 大崎町(支流を含む。)及び名取川の秋保大橋の上流(支流を含む。) H24.5.24～: 三浪川のうち荒瀬ダムの上流(支流を含む。)及び名取川(支流を含む。)ただし、周辺及びその支流並びに荒瀬川4段堤の上流(支流を除く。) H24.5.28～: 丘合川のうち荒瀬ダムの上流(支流を含む。)及び二浪川のうち荒瀬ダムの上流(支流を含む。) H24.6.22～: 一浪川のうち荒瀬ダムの上流(支流を含む。)及び石巻川のうち荒瀬ダムの上流(支流を含む。)	
	ウグイ	H24.4.20～: 宮城石巻市内(阿武隈川支流を除く。)の支流(支流を含む。) H24.5.18～: 大崎町(支流を含む。)ただし、セキセダムの上流を除く。 H24.5.28～: 宮城石巻市内の北上川(支流を含む。)	
牛の肉	牛の肉	H23.6.1～: 全域(系の定める出荷・検査方法に基づき管理される牛を除く。)	
肉	イソシンの肉	H24.5.32～: 角田市、丸森町、山元町 H24.6.25～: 金城(上記地図を除く。)	
	クマの肉	H24.6.25～: 金城	
山形県		出荷制限	
肉	クマの肉	H24.8.10～: 金城	
茨城県		出荷制限	
原乳	ホウレンソウ	H23.3.23～4.10解説: 全域 H23.3.21～4.17解説: 全域(下記の地域を除く。) H23.3.21～6.1解説: 北茨城郡、高萩市	
野菜類	カボチャ	H23.2.21～4.17解説: 全域	
	ハセリ	H23.2.23～4.17解説: 全域	
水産物	タケノコ	H24.4.1～: 小美玉市、小貝玉市、つくばい市 H24.4.12～: 石岡市、鹿嶼郡、笠間市、芳賀市、猿島郡、朝霞町、栗橋町 H24.4.19～: ひたちなか市、那珂市、鹿嶼町 H24.4.20～: 北茨城郡、大洗町	
	原木シタケ(露地栽培)	H23.10.14～: 土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市 H23.10.20～: 朝霞市、猿島郡、北茨城郡、つくばい市	
	原木シタケ(施設栽培)	H23.10.14～: 土浦市、鉾田市 H23.11.10～: 東城市	
	こしあぶら	H24.5.2～: 日立市、常総大富町(野生のものに限る。)	
	イカ(アサヒ)	H24.7.3～: 虎杖郡(支流を除く。)ただし、水質汚濁による制限を除く。	
	イカ(アサヒ)	H24.7.3～: 虎杖郡(支流を除く。)ただし、水質汚濁による制限を除く。	
	スズキ	H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上沿岸地帯青森県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	シジミバル	H24.4.13～: 最大高潮時海岸線上沿岸地帯青森県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	ニベ	H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上沿岸地帯青森県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	マダラ	H24.11.9～: 最大高潮時海岸線上沿岸地帯青森県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	ヒラメ	H24.4.17～H24.8.30解説: 北緯36度38分の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城県境の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた水城	
	コモンカスペ	H24.6.1～: 最大高潮時海岸線上鶴来島東洋界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城県境の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた水城	
	アメカラヌマズ(支流を除く。)	H24.4.17～: 須崎川、水堀川及び利根川支流並びにこれらの河川に流入する河川並びに利根川河口(利根川を除く。)	
	ギンブナ	H24.5.1～: 須崎川、水堀川及び利根川支流並びにこれらの河川に流入する河川並びに利根川河口(利根川を除く。)	
	ワタナベ	H24.5.1～: 須崎川、水堀川及び利根川支流並びにこれらの河川に流入する河川並びに利根川河口(利根川を除く。)	
肉	イソシンの肉	H23.12.21～: 全域(系の定める出荷・検査方法に基づき管理される牛を除く。)	
	茶	H23.6.2～: 下以下の地域以外 H23.8.2～H24.8解説: 吉田市、常総市、坂東市、八千代町、境町 H23.6.2～H24.4.9解説: 大洗町 H23.6.2～H24.5.23解説: 常総太田市、茨城大宮市 H23.6.2～H24.5.24解説: 石岡市、那珂市、茨城郡 H23.6.2～H24.5.25解説: 鹿嶋市、猿島郡 H23.6.2～H24.5.26解説: 高萩市 H23.6.2～H24.9.12解説: 白石市 H23.6.2～H24.10.5解説: 荘内町 H23.6.2～H24.11.解説: つくば市	

※ の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年11月15日現在

栃木県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.21解除: 那須塩原市、塙谷町 H23.3.21～4.27解除: 全域	
カキナ	H23.3.21～4.14解除: 全域	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.6.2～: 日光市、高岡市、那須塩原市、猿子町、那珂川町 H24.6.7～: 鹿沼市 H24.8.9～: 天栄市 H24.8.15～: 那須市 H24.8.20～: 大田原市 H24.10.5～: 那須塩原市 H24.10.12～: 那須烏山市 H24.4.5.1～: 那須塩原市、那珂川町 H24.4.10～: 天栄市、さくら市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.11～: 大田原市、日光市、益子町 H24.4.12～: 足利市、鹿沼市、高岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町 H24.4.13～: 桐木町、壬生町 H24.4.19～: 那須塩原市、矢板市 H24.4.25～: 天栄市 H24.5.12～: 那須塩原市 H24.5.23～: さくら市 H24.6.4～: 鹿沼市 H24.6.8～: 壬生町 H23.11.7～: 鹿沼市、矢板市 H23.11.8～: 大田原市、那須塩原市 H23.11.14～: 足利市、佐野市、高岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町 H24.11.5～: 天栄市 H24.11.6～: 塙谷町 H24.11.8～: 壬生町 H24.11.14～: 那須塩原市、日光市 H24.11.19～: 天栄市 H24.10.18～: 鹿沼市 H24.10.25～: 佐野市 H24.11.2～: 鹿沼市 H24.11.2～: 壬生町 H24.11.12～: 那珂川町 H24.4.1～: 大田原市、那須町 H24.4.2～: 那須塩原市 H24.5.2～: 大田原市、那須町、鹿沼市(野生のものに限る。) H24.5.2～: 那須塩原市(野生のものに限る。) H24.5.7～: 鹿沼市(野生のものに限る。) H24.5.14～: 天栄市(野生のものに限る。) H24.5.14～: 那須塩原市 H24.5.18～: 大田原市 H24.8.7～: 日光市、那珂川町(野生のものに限る。) H24.4.27～: 大田原市、矢板市 H24.6.2～: 市貝町 H24.6.17～: 大田原市、鹿沼市 H24.9.14～: 那須塩原市、那須町 H24.9.14～: 那須塩原市、日光市 H24.5.1～: 大田原市、那須町、鹿沼市(野生のものに限る。) H24.5.2～: 天栄市、那須烏山市(野生のものに限る。) H24.5.7～: 鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塙谷町(野生のものに限る。) H24.5.14～: 天栄市(野生のものに限る。) H24.5.14～: 那須塩原市 H24.5.18～: 大田原市 H24.8.7～: 日光市、那珂川町(野生のものに限る。) H24.4.27～: 大田原市、矢板市 H24.6.2～: 那須塩原市、那須町 H24.9.14～: 那須塩原市、那須町 H24.5.1～: 大田原市 H24.5.10～: 那須塩原市(内陸の那須塩原市のうち日光市・那須町内の区域(支流を含む)、ただし、那珂川との合流点から下流の部分に限る。) H24.6.1～: 各河川(支流を含む) H24.6.20～: 那須塩原市(内陸の那須塩原市のうち日光市・那須町内の区域(支流を含む)) H24.6.7～: 鹿沼川(支流を含む)、及び那須烏山市の那珂川のうち鹿沼川のうち那須川の上流(支流を含む)、ただし、那須ダムの上流及びその支流を除く。 H24.5.7～H24.5.28解除: 大田原市(支流を含む)、ただし、荒井川及びその支流を除く。 H24.5.30～H24.5.28解除: 荒井川(支流を含む。) 牛の肉 H23.8.2～: 全域	

群馬県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除: 全域	
カキナ	H23.3.21～4.8解除: 全域	
農作物	H24.9.25～: 芦田市、東吾妻町、頸城区 H24.10.10～: 高山村 H24.10.19～: 爰谷町 H24.11.1～: 鹿沼市 H24.11.13～: みなかみ町	
水産物	H24.4.27～: 那須塩原市(うち那須塩原市のうち日光市・那須町内の区域(支流を含む)、小中川(支流を含む)、及び紙ノ木川(支流を含む)) H24.4.27～H24.11.8解除: 鹿沼川(支流を含む。) H24.6.8～: 那須塩原市(うち岩舟町から東京電力株式会社佐久発電所那須川取水施設までの区域(支流を含む)、及び川原川(支流を含む)) H24.6.8～H24.11.8解除: 岩舟町(うち川田根川の上流(支流を含む。))	
イワナ(養殖を除く。)	H24.6.10～: 那須塩原市(うち岩舟町から東京電力株式会社佐久発電所那須川取水施設までの区域(支流を含む)、及び川原川(支流を含む。))	
イクラ(養殖を除く。)	H24.6.10～: 那須塩原市(うち岩舟町から東京電力株式会社佐久発電所那須川取水施設までの区域(支流を含む)、及び川原川(支流を含む。))	
ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7～H24.5.28解除: 大田原市(支流を含む)、ただし、荒井川及びその支流を除く。 H24.5.30～H24.5.28解除: 荒井川(支流を含む。)	
牛の肉	H23.8.2～: 全域	
肉 イノシシの肉	H23.12.2～: 全域 (23.12.5～前解禁、(3)の定める出荷・検査方針に基づき審査されるイノシシの肉を除く。)	
シカの肉	H23.12.2～: 全域	
その他	H23.8.2～: 鹿沼市、大田原市 H23.7.8～H24.6.1解除: 桐木市	

埼玉県		出荷制限
農産物	H24.10.18～: 倭姫町、皆野町 H24.10.29～: 上戸がわ町 H24.11.5～: 鳥山町	
キノコ類(野生のものに限る。)		
その他		

千葉県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除: 旭市、香取市、多古町	
シシウギ、チシグササイ、サンチュ	H23.4.4～4.22解除: 旭市	
ハセリ	H23.4.4～4.22解除: 旭市	
セリリー	H23.4.4～4.22解除: 旭市	
タケノコ	H24.4.5～: 木更津市 H24.4.6～: 美浜町、葉山町 H24.4.11～: 稲毛市、白井市、八千代市 H24.4.12～: 須磨浦町 H24.4.13～: いすみ市 H24.5.1～: 美浜子町、葉山町 H23.11.18～: 佐倉市 H23.12.22～: 佐倉市 H24.2.23～: 印西市 H24.4.10～: 白井市 H24.4.18～: 千葉市、八千代市 H24.5.18～: 山武市 H24.6.14～: 宝神市 H24.6.18～: 鹿嶋市	
原木シタケ(露地栽培)		
原木シタケ(施設栽培)	H24.6.14～: 葦葉市	
水産物	ギンブナ H24.7.19～: 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)	
肉 イノシシの肉	H24.11.5～: 全域	
その他	H23.6.2～: 成田市 H23.6.2～-9.7解除: 大網白里町 H23.7.4～-H24.5.21解除: 鹿沼市 H23.8.2～-H24.5.25解除: 八街市 H23.8.2～-H24.5.28解除: 野田市、富里市、山武市	

神奈川県		出荷制限
その他	H23.6.2～-8.29解除: 南足柄市 H23.8.23～-12解除: 松田町、山北町 H23.8.2～-10.14解除: 愛川町、清川村 H23.8.23～-10.26解除: 相模原市 H23.8.27～-10.26解除: 中田町 H23.8.2～-11.1解除: 小田原市 H23.8.2～-11.10解除: 真鶴町 H23.8.2～-H24.10.19解除: 湘南国際	
茶		
肉 クマの肉	H24.11.5～: 全域(佐渡市及び真鶴町を除く。)	
その他		

山梨県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～: 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.30～: 鳴木沢町、御代田町 H24.10.1～: 小鹿野町、青木村 H24.10.31～: 佐久市
静岡県	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～: 御殿場市、小山町
その他		

※□の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品安全に関する規制の指示の実績：平成24年11月15日現在

福島県		規制制限
		H23.3.23～下記の地域以外
野菜	非特徴性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.23～4解除：白河市、いわき市、矢吹町、郷倉町、西郷村、泉崎村、中島村、飯川村 H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、磐梯町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、湯川村、昭和村、鶴枝坂村 H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字牧野、原町区高倉字七曲、原町区高倉字牧木森、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字七曲、原町区高倉字七曲、原町区高倉字七曲) H23.3.23～6.1解除：郡山市、原町区食字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、鏡石町、石川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～6.23解除：福島市、田村市、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、湯川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～6.25解除：郡山市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村 H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、大玉村
		H23.3.23～下記の地域以外
野菜	結球性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.23～4.21解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、伊達市、喜多方市、西郷町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、湯川村、昭和村、鶴枝坂村 H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、綿貫町、只祭町、大根町、中島村、磐梯村 H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字七曲、原町区高倉字七曲、原町区高倉字七曲、原町区高倉字七曲、原町区高倉字七曲、原町区高倉字七曲) H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.3.23～下記の地域以外
野菜	アブラ科の花薺類(ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.3.23～4.21解除：白河市、矢吹町、郷倉町、西郷村、泉崎村、中島村、飯川村 H23.3.23～5.4解除：いわき市 H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.18解除：金津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、鶴津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、鶴枝坂村、只見町 H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字七曲、原町区高倉字七曲、原町区高倉字七曲、原町区高倉字七曲、原町区高倉字七曲) H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
原木しいたけ(露地)		H23.4.13～：飯糸村 H23.5.6～：福島市(米漬漬漬に属する野生キノコに限る。)
水産物	キノコ類(野生のもの)に限る。)	H23.5.15～：いわき市、郷倉町 H23.9.20～：南相馬市
肉		H23.4.20～全域 H24.6.22解除： H24.3.29～：新田川(支流を含む。) H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、猪苗代町、喜多方町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛巻村、飯糸村 H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※ _____の箇所は規制制限の対象